

## 次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
誤りの発見・発生時の適切対応の徹底、備えと品質優先の組織風土の定着	<p>① システムを用いたエラーチェック等、データの審査を適切に実施する。また、統計に誤りが判明した場合には、あらかじめ策定した対応ルールに基づき、ユーザーに及ぼす影響も含め、ユーザーに対する迅速な周知を行うとともに、効果的な再発防止策を検討・整理して、府省内及び政府全体で共有する。【再掲】</p> <p>② 統計データアナリスト等育成課程の研修を新設するほか、初任の幹部・管理職向けの研修を実施する。また、将来の幹事・管理職の確保・育成の観点から、幹部候補育成課程と統計職員の育成との連携を検討する。さらに、各府省の統計部門の初任者が、原則として、総務省統計研究研修所が提供するオンライン研修等による基礎的な研修を受講するよう促進する。</p> <p>③ 統計行政の運営原則及び統計に携わる職員の行動理念を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。</p>
これまでの統計委員会の意見	「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）における「Ⅳ 今後の取組」（資料1-2参照）の「5 誤りの発見・発生時の適切対応の徹底、備えと品質優先の組織風土の定着」部分
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>① 公表数値等の誤りが発生した場合の対応について、令和2年度（2020年度）に各府省においてルールを策定し、運用を開始した。誤り発生に係る情報は、内閣官房の統計分析審査官総括担当から、各府省に配置された統計分析審査官に定期的に共有を行っている。また、令和3年（2021年）12月に明らかとなった統計不適切事案を受け、令和4年（2022年）1月に改めてルールの周知、徹底を図った。【再掲】</p> <p>② 統計研究研修所において、研修体系の見直しを行い、統計の知識を体系的・段階的に習得する「業務レベル別研修」として、統計データアナリスト等を育成するための「統計データアナリスト補研修」（中級）及び「統計データアナリスト研修」（上級）、統計幹部職員向けに「統計幹部講座」を実施している。また、各府省の統計部門の初任者が、統計に関する基本的な知識を習得するため、「統計取扱業務担当職員向け研修」（初級）を受講するよう周知を行った。なお、令和3年度（2021年度）より、「統計担当者向け入門」をオンライン研修として開講したことにより、「初めて学ぶ統計」を含め、「統計取扱業務担当職員向け研修」は、すべてオンラインによる受講が可能となった。</p> <p>③ 統計行政の運営原則として「統計行政運営ビジョン」、統計に携わる職員の行動理念として「政府統計職員の心得」を策定（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）し、これらについて、その実践を促進するため、統計研修等において周知した。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<p>&lt;基本的な考え方&gt; （研修等）</p> <p>i) 各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員は、職員が誤りを認識した場合に、誤り発生時の対応ルールに沿って速やかに適切に対応することができるよう、誤りが疑われる事案も含め、誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員も積極的に評価するような品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図る。</p> <p>このような取組を促進するため、総務省は、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員を対象としたマネジメント研修等において、内閣人事局や統計・品質管理の専門家の協力を得て、こうした組織風土を確立するためのスキル向上の指導等を行う。また、統計作成プロセス診断などの場を活用して、各府省における取組やヒヤリ・ハット事案の報告を受けて専門家の指導を受ける機会を設け、その結果を横展開</p>

	<p>する。【各府省、総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>ii) 総務省及び各府省は、統計の作成を担当する職員に対し、誤り発生時の対応ルールの浸透を図るための研修を行う。  また、総務省は、各府省の統計関係職員（統計幹事、統計作成を統括する幹部・管理職員、統計を担当する一般職員等）が、誤り発生時に適切な対処を行ったかどうかについて、人事評価において評価が行われるよう努める。【各府省、総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>(情報の保存、記録の作成)</p> <p>iii) 各府省は、誤り発生時に、遡ってその原因を速やかに分析・検証し、再計算により適切なデータを復元する可能性を高める観点から、既に永年保存することとされている調査票情報の電磁的記録に加え、以下の情報等を、「常用（無期限）」として保存する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データレイアウトフォーム、符号表等の当該データを定義するために必要な情報</li> <li>・母集団推計を行うための集計用乗率</li> <li>・行政記録情報など公表された統計を作成するために必要な情報</li> <li>・電子計算機処理に必要な情報、集計プログラム作成のために必要な仕様・それらの取扱要領、調査概要資料等</li> </ul> <p>併せて、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）IV 今後の取組 1－iv）で改定した業務マニュアルに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。</p> <p>これらを徹底するため、各府省は、総務省及び内閣官房が連携し、令和4年度に改定を行った誤り発見時の対応ルールのひな型に基づき、自府省の対応ルールを改定する。【各府省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p>
備考（留意点等）	